

**令和7年度 第4回三重地方最低賃金審議会
議事要旨**

| | |
|--------------|--|
| 開催日時 開催場所 | 令和7年9月2日（火） 9時55分～10時45分 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室 |
| 出席状況 | 公益代表委員 出席3名 欠席2名 労働者代表委員 出席5名 欠席0名 使用者代表委員 出席5名 欠席0名 |
| 主要議題 | <p>(1) 三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について</p> <p>(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）</p> <p>(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）</p> <p>(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について</p> <p>(5) その他（今後の審議日程）</p> |
| 議事要旨 | <p>1 令和7年8月15日付け三重地方最低賃金審議会の答申（時間額1,087円、発効日令和7年11月21日）に関する異議申出が2労働組合及び1使用者からあったことから、局長から会長に対し審議会の意見を求める諮問を行った。</p> <p>労働者側からは、「昨年より大幅な引上げ額となったことについては、評価する。発効日については、審議の最後に近い段階で令和7年11月21日という日付が示されたことに抗議する。しかしながら、答申内容は報道等もあって既に広く周知されており、これ以上発効日を遅らせることはできないため、これ以上の審議は求めない。」旨の意見が出された。</p> <p>使用者側からも、「例年以上に真剣に悩みながら出した苦渋の決断。答申は、御盆期間に労使双方が熱心に議論を積み重ねた結果であり、異議なし。」旨の意見が出された。</p> <p>審議の結果、異議申出について、令和7年8月15日付け答申どおり決定することが適当であるとの結論になり、会長から局長に答申された。</p> <p>2 令和7年8月19日付け小委員会報告により、特定（産業別）最低賃金の改正決定を必要と認めることとなった電線・ケーブル製造業及び輸送用機械器具製造業について、全会一致で改正決定の必要性ありと決議され、答申された。</p> <p>また、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業については、小委員会報告により、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性はないと決定し、答申された。</p> <p>3 電線・ケーブル製造業及び輸送用機械器具製造業に係る特定（産業別）最低賃金の改正決定について、局長から会長に諮問を行った。</p> <p>4 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会及び三重県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を設置することとなった。最低賃金専門部会委員の推薦公示は、本審議会終了後に公示することとする。</p> <p>5 事務局から、第1回特定（産業別）最低賃金専門部会を令和7年9月18日10時から開催する予定であることが説明された。</p> |